

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第89号

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

京都市久我の杜生涯学習プラザ条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記様式注以外の部分中「調理学習室」を「多目的室A」に、「工芸学習室」を「多目的室B」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅政策課)